2026 年度奨学生募集要項(2026 年 4 月進学進級者用)

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団 栃木県内高校募集 大学奨学金(医師/歯科医師志望)(1号奨学金) 2026年度奨学生募集要項 (2026年4月進学者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の高校出身の医療を志す学生に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。(この要項で「高等学校」を「高校」と呼びます。)

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内の高校を卒業予定の者又は卒業した者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
- (2) 出願する年度の翌年度に大学の医師又は歯科医師の国家試験受験資格が得られる課程へ進学し、医師又は歯科医師を志望すること
- (3) 当該奨学金を要望し、在籍する又は在籍した校長の推薦を受けることができること
- ※進学先の所在地の制限はありません。(栃木県外への進学も含みます。)
- ※既卒者(いわゆる浪人生)も対象です。

4. 採用人数

10 名予定

- 5. 奨学金給付の額と期間及び方法
 - (1)給付の金額 月額5万円/名
 - (2)給付の期間 6年間

ただし、奨学金の休止又は廃止に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止されることがあります。

(3) 給付の方法

奨学金は、3 か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとします。(本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。)

1回目	4月~6月(第1四半期)分	4月又は5月下旬
2回目	7月~9月(第2四半期)分	7月下旬
3回目	10月~12月(第3四半期)分	10 月下旬
4 回目	1月~3月(第4四半期)分	1月下旬

6. 手続

(1) 必要書類

- ア 願書 (財団指定様式を用い応募者本人が記載)
- イ 校長の推薦書 (財団指定様式)
- ウ 調査書 (欠席がやむをえない理由の場合はそれを考慮するため、欠席日数の理由の記載が必要です。)
- エ 課題(応募者本人が記載、手書き不可)

A:自己紹介(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、当該奨学金を要望する理由も含めて 600 字以内で記載してください。)

B:10 年後の自分(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、どのように社会に貢献できる人間になりたいかも含めて 800 字以内で記載してください。)

(2)提出方法

必要書類 ア〜エは各高校でとりまとめて本財団事務局宛(下記「提出先」)に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イ、エは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。

(3)提出期限

2025年10月20日(財団必着)

(4)提出先(郵送先)

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番6号 株式会社ホテルニューイタヤ内 公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局1号奨学金受付 宛て

- (1) 応募者の内定又は補欠の選考は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を2026年1月23日までに推薦元及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 下記①②の場合で、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。なお、補欠者が内定者に繰上った場合は速やかに本人に通知し、補欠者が奨学生になった場合は推薦元に通知します。
 - ①内定した者(内定者)が応募資格を満たす進学先に合格入学し、財団必要書類を不備なく提出した 場合
 - ②補欠となった者(補欠者)が応募資格を満たす進学先に合格入学し、欠員が生じたことによって内定者 に繰上り、財団必要書類を不備なく提出した場合
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

- 8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還
 - (1) 異動の届出: 下記ア〜サのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。
 - ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
 - ウ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
 - カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
 - キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき
 - コ 奨学生としての資格を失ったとき サ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - (2) 奨学金の休止: 奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
 - ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
 - (3) 奨学金の廃止: 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
 - ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 奨学生としての資格を失ったとき
 - カ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - キ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ケ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - (4) 奨学金の返還
 - ①前記(1)異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ②前記(3) 奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

- (1) 奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。
- (2) 最終学年次以前の進級時は成績証明書(進級時又は進級後に取得し提出)
- (3) 最終学年次の卒業時は卒業証明書又はそれに準ずるもの(卒業証書等の写しでもよい) (卒業時又は卒業後に取得し提出)
- (4) その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類
- 上記(2) ~ (4) の提出が義務付けられています。 → (4) の提出が義務付けられています。

以上

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団 栃木県内高校募集 大学・短大・専門学校等奨学金 (看護師/歯科衛生士志望) (2号奨学金) 2026年度奨学生募集要項 (2026年4月進学者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の高校出身の医療を志す学生等に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。(この要項で「高等学校」を「高校」、「短期大学」を「短大」、「大学校及び又は専門学校」を「専門学校等」と呼びます。)

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内の高校を卒業予定の者又は卒業した者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
- (2) 出願する年度の翌年度に下記①又は②に進学し看護師又は歯科衛生士を志望すること
 - ①大学又は 4 年制の専門学校等の看護師又は歯科衛生士の国家試験受験資格が得られる課程(2 号 奨学金-1)
 - ②3 年制の短大又は専門学校等の看護師又は歯科衛生士の国家試験の受験資格が得られる課程(2 号奨学金-2)
- (3) 当該奨学金を要望し、在籍する又は在籍した校長の推薦を受けることができること
- (4) 応募時直近までの高校評定平均値が3.5以上であること
- (5) 当財団の奨学金を複数種類同時に出願していないこと
- ※進学先の所在地の制限はありません。(栃木県外への進学も含みます。)
- ※既卒者(いわゆる浪人生)も対象です。
- ※2号奨学金-1内定者の2号奨学金-2への進学、2号奨学金-2内定者の2号奨学金-1への進学は採用されませんのでご注意ください。

4. 採用人数

(1) 2号奨学金-1 8名予定

(2) 2号奨学金-2 5名予定

- 5. 奨学金給付の額と期間及び方法
 - (1) 給付の金額 月額3万円/名
 - (2)給付の期間
 - ①2号奨学金-1 4年間
 - ②2号奨学金-2 3年間

ただし、奨学金の休止又は廃止に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止されることがあります。

(3)給付の方法

奨学金は、3 か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとします。(本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。)

1回目	4月~6月(第1四半期)分	4月又は5月下旬
2回目	7月~9月(第2四半期)分	7月下旬
3回目	10月~12月(第3四半期)分	10 月下旬
4 回目	1月~3月(第4四半期)分	1月下旬

6. 手続

- (1) 必要書類
 - ア 願書 (財団指定様式を用い応募者本人が記載)
 - イ 校長の推薦書(財団指定様式)
 - ウ 調査書(高校評定平均値が 3.5 以上であること。欠席がやむをえない理由の場合はそれを考慮するため、欠席日数の理由の記載が必要です。)
 - エ 課題(応募者本人が記載、手書き不可)

A:自己紹介(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、当該奨学金を要望する理由も含めて 600 字以内で記載してください。)

B:10 年後の自分(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、どのように社会に貢献できる人間になりたいかも含めて 800 字以内で記載してください。)

(2)提出方法

必要書類 ア〜エは各高校でとりまとめて本財団事務局宛(下記「提出先」)に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イ、エは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。

※高校1校の応募者数は2号奨学金-1:2名以内、2号奨学金-2:2名以内としてください。

※応募上限数を超えて応募があった場合は当財団から高校に電話連絡しますので、高校で応募者を上限数以内にしてください。高校で応募者を上限数以下に決められない場合、平均評定、出席日数、生年月日の遅い方の順で上位から応募上限数の応募を受理します。応募を受理出来なかった者の応募書類は全て返却致します。

(3)提出期限

2025年10月20日(財団必着)

(4)提出先(郵送先)

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番6号 株式会社ホテルニューイタヤ内 公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局2号奨学金受付 宛て

- (1) 応募者の内定又は補欠の選考は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2026 年 1月23日までに推薦元及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 下記①②の場合で、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。なお、補欠者が内定者に繰上った場合は速やかに本人に通知し、補欠者が奨学生になった場合は推薦元に通知します。
 - ①内定した者(内定者)が応募資格を満たす進学先に合格入学し、財団必要書類を不備なく提出した 場合
 - ②補欠となった者(補欠者)が応募資格を満たす進学先に合格入学し、欠員が生じたことによって内定者 に繰上り、財団必要書類を不備なく提出した場合
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。
- 8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還
 - (1) 異動の届出: 下記ア〜サのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。
 - ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
 - ウ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
 - カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
 - キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき
 - コ 奨学生としての資格を失ったとき サ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - (2) 奨学金の休止: 奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
 - ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
 - (3) 奨学金の廃止: 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
 - ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 奨学生としての資格を失ったとき
 - カ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - キ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ケ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - (4) 奨学金の返還

- ①前記(1)異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ②前記(3)奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

- (1) 奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。
- (2) 最終学年次以前の進級時は成績証明書(進級時又は進級後に取得し提出)
- (3) 最終学年次の卒業時は卒業証明書又はそれに準ずるもの(卒業証書等の写しでもよい) (卒業時又は卒業後に取得し提出)
- (4) その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類

上記(2)~(4)の提出が義務付けられています。

以上

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団 栃木県内大学院募集 大学院奨学金(医学博士志望)(3号奨学金) 2026年度奨学生募集要項 (2026年4月進級者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の大学院に在籍し高度医療を志す大学院生に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内の医学系大学院博士課程に在籍する者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学・研究に意欲があること
- (2) 出願する年度の翌年度に2年次に進級し、医学博士学位取得の見込みのあること
- (3) 当該奨学金を要望し、在籍する大学の長(大学院の長)等の推薦を受けることができること

4. 採用人数

4名予定

5. 奨学金給付の額と期間及び方法

- (1)給付の金額 月額10万円/名
- (2) 給付の期間 3年間

ただし、奨学金の休止又は廃止に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止されることがあります。

(3)給付の方法

奨学金は、3 か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとします。(本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。)

1回目	4月~6月(第1四半期)分	4月又は5月下旬
2回目	7月~9月(第2四半期)分	7月下旬
3 回目	10月~12月(第3四半期)分	10 月下旬

4 回目 1 月~3 月(第 4 四半期)分	1月下旬
------------------------	------

6. 手続

(1) 必要書類

- ア 願書 (財団指定様式を用い応募者本人が記載)
- イ 学長(大学院の長)等の推薦書(財団指定様式)
- ウ 卒業大学の成績証明書(GPA の記載があるもの) ※1
- エ 課題(応募者本人が記載、手書き不可)

A:自己紹介(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、当該奨学金を要望する理由も含めて 600 字以内で記載してください。)

B:10 年後の自分(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、どのように社会に貢献できる人間になりたいかも含めて 800 字以内で記載してください。)

オ 研究計画概要書 (現在予定している研究計画(後の変更は問わない)の概要について財団指定様式を 用い A4 判 1 枚程度にまとめたもの)

%1

- 成績証明書と GPA 記載は別紙可
- 卒業大学に GPA がない場合で、所属大学院で GPA 換算できる場合は、そちらの提出をお願い致します。
- GPA が提出できない場合は、その旨を記載した書類を所属大学院で準備して提出をお願い致します。

(2) 提出方法

必要書類 ア〜オは各大学院でとりまとめて本財団事務局宛(下記「提出先」)に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イ、エ、オは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。 ウは卒業大学から取り寄せてください。

- ※各大学院の応募者数は3名以内としてください。
- ※応募上限数を超えて応募があった場合は当財団から大学院に電話連絡しますので、大学院で応募者を上限数以内にしてください。応募者以外の応募書類は返却致します。
- (3)提出期限

2025年10月31日(財団必着)

(4)提出先(郵送先)

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番6号 株式会社ホテルニューイタヤ内 公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局3号奨学金受付 宛て

- (1) 応募者の内定又は補欠の選考は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2026 年 3月13日までに推薦元及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 下記①②の場合で、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。なお、補欠者が内定者に繰上った場合は速やかに本人に通知し、補欠者が奨学生になった場合は推薦元に通知します。

- ①内定した者(内定者)が進級し財団必要書類を不備なく提出した場合
- ②補欠となった者(補欠者)が進級し、欠員が生じたことによって内定者に繰上り、財団必要書類を不備な 〈提出した場合
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。
- 8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還
 - (1) 異動の届出: 下記ア〜コのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。
 - ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
 - ウ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は修了延期の恐れが生じたとき
 - オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
 - カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
 - キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき
 - コ 奨学生としての資格を失ったとき
 - (2) 奨学金の休止: 奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
 - ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
 - (3) 奨学金の廃止: 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
 - ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 奨学生としての資格を失ったとき
 - カ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - キ 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - (4) 奨学金の返還
 - ①前記(1)異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ②前記(3) 奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学牛の青務

- (1) 奨学生は、研究に励み充実した大学院生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合 には、積極的に参加してください。
- (2) 最終学年次以前の進級時は研究報告書(進級時又は進級後に作成し提出)
- (3) 最終学年次の修了時は修了証明書又はそれに準ずるもの(学位記等の写しでもよい)+博士論文(原著論文)のリンク先(修了時又は修了後に取得し提出)
- (4) その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類
- 上記(2)~(4)の提出が義務付けられています。※修了証明書とは博士号を取得し、大学院を修了した時

に大学院が発行できる証明書です。

以上

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団 栃木県内大学募集 大学奨学金(医師志望)(4号奨学金) 2026年度奨学生募集要項 (2026年4月進級者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の大学に在籍し医療を志す学生に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内の大学の医師の国家試験受験資格を得られる課程に在籍する者で、学業、性行とも良好で、 かつ勉学に意欲があること
- (2) 出願する年度の翌年度に大学5年次又は大学6年次に進級し、医師を志望すること。
- (3) 当該奨学金を要望し、在籍する大学の長等の推薦を受けることができること
- (4) 医師国家試験に合格が見込まれること
- (5) 出願時に当財団の他号奨学金又は同号奨学金を受給していないこと

4. 採用人数

- (1)5年次に進級する者 10名予定
- (2) 6 年次に進級する者 4 名予定※2027 年度以降 6 年次に進級する者を廃止し、大学 5 年次に進級する者に統合する予定。
- 5. 奨学金給付の額と期間及び方法
 - (1) 給付の金額 月額5万円/名
 - (2) 給付の期間
 - ①5年次に進級する者 2年間
 - ②6年次に進級する者 1年間

ただし、奨学金の休止又は廃止に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止され

ることがあります。

(3)給付の方法

奨学金は、3 か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとします。(本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。)

1回目	4月~6月(第1四半期)分	4月又は5月下旬
2回目	7月~9月(第2四半期)分	7月下旬
3回目	10月~12月(第3四半期)分	10 月下旬
4 回目	1月~3月(第4四半期)分	1月下旬

6. 手続

(1) 必要書類

- ア 願書 (財団指定様式を用い応募者本人が記載)
- イ 学長等の推薦書 (財団指定様式)
- ウ 成績証明書(GPA の記載があるもの) ※成績証明書と GPA 記載は別紙可
- エ 課題(応募者本人が記載、手書き不可)

A:自己紹介(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、当該奨学金を要望する理由も含めて 600 字以内で記載してください。)

B:10 年後の自分(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、どのように社会に貢献できる人間になりたいかも含めて 800 字以内で記載してください。)

(2)提出方法

必要書類 ア〜エは各大学でとりまとめて、又は、各応募者が自分でとりまとめて、本財団事務局宛(下記「提出先」)に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イ、エは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。

※各大学の応募者数(推薦人数)は大学 5 年次に進級する者 : 6 名以内、大学 6 年次に進級する者 : 3 名以内としてください。

※応募上限数を超えて応募があった場合は当財団から大学に電話連絡しますので、大学で応募者を上限数 以内にしてください。応募者以外の応募書類は返却致します。

(3)提出期限

2025年10月31日(財団必着)

(4)提出先(郵送先)

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番6号 株式会社ホテルニューイタヤ内 公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局4号受付 宛て

- (1) 応募者の内定又は補欠の選考は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2026 年 3月13日までに推薦元及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 下記①②の場合で、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。なお、補欠者が内定者に繰上った場合は速やかに本人に通知し、補欠者が奨学生になった場合は推

薦元に通知します。

- ①内定した者(内定者)が進級し財団必要書類を不備なく提出した場合
- ②補欠となった者(補欠者)が進級し、欠員が生じたことによって内定者に繰上り、財団必要書類を不備な 〈提出した場合
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。
- 8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還
 - (1) 異動の届出: 下記ア〜サのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。
 - ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
 - ウ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
 - カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
 - キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき
 - コ 奨学生としての資格を失ったとき サ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - (2) 奨学金の休止: 奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
 - ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
 - (3) 奨学金の廃止: 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
 - ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 奨学生としての資格を失ったとき
 - カ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - キ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ケ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - (4) 奨学金の返還
 - ①前記(1)異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ②前記(3) 奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

- (1) 奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。
- (2) 最終学年次以前の進級時は成績証明書(進級時又は進級後に取得し提出)
- (3) 最終学年次の卒業時は卒業証明書又はそれに準ずるもの(卒業証書等の写しでもよい)(卒業時又は卒業後に取得し提出)

(4) その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類 上記(2)~(4)の提出が義務付けられています。

以上

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団 栃木県内大学・専門学校等募集 大学・専門学校等奨学金 (看護師/歯科衛生士志望) (5号奨学金) 2026年度奨学生募集要項 (2026年4月進級者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の大学、専門学校等に在籍する医療を志す学生に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。(この要項で「大学校及び又は専門学校」を「専門学校等」と呼びます。)

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内の大学又は専門学校等に在籍する者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
- (2) 出願する年度に下記①又は②に在籍し、次年度に最終学年次に進級し、看護師又は歯科衛生士を志望すること
 - ①大学の看護師国家資格試験の受験資格が得られる課程(5号奨学金-1)
 - ②専門学校等の看護師又は歯科衛生士国家資格試験の受験資格が得られる課程(5号奨学金-2)
- (3) 当該奨学金を要望し、在籍する大学の長又は学校の長等の推薦を受けることができること
- (4) 看護師又は歯科衛生士国家試験に合格が見込まれること
- (5) 出願時に当財団の他号奨学金を受給していないこと

4. 採用人数

- (1) 5号奨学金-1 25名予定
- (2) 5号奨学金-2 25名予定
- 5. 奨学金給付の額と期間及び方法
 - (1) 給付の金額 月額3万円/名
 - (2) 給付の期間 1年間

ただし、奨学金の休止又は廃止に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止され

ることがあります。

(3)給付の方法

奨学金は、3 か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとします。(本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。)

1回目	4月~6月(第1四半期)分	4月又は5月下旬
2回目	7月~9月(第2四半期)分	7月下旬
3回目	10月~12月(第3四半期)分	10 月下旬
4 回目	1月~3月(第4四半期)分	1月下旬

6. 手続

(1) 必要書類

- ア 願書 (財団指定様式を用い応募者本人が記載)
- イ 学長又は校長等の推薦書 (財団指定様式)
- ウ 成績証明書(5号奨学金-1 に限り GPA の記載があるもの) ※成績証明書と GPA 記載は別紙可
- エ 課題(応募者本人が記載、手書き不可)

A:自己紹介(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、当該奨学金を要望する理由も含めて 600 字以内で記載してください。)

B:10 年後の自分(財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、どのように社会に貢献できる人間になりたいかも含めて 800 字以内で記載してください。)

(2)提出方法

必要書類 ア〜エは各大学又は専門学校等でとりまとめて本財団事務局宛(下記「提出先」)に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イ、エは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。

※各大学又は専門学校等からの最大応募人数は、大学は学年定員の 12% (小数点以下は切り上げ)、専門学校等は学年定員の 5% (小数点以下は切り上げ) としてください。

※応募上限数を超えて応募があった場合は当財団から大学又は専門学校等に電話連絡しますので、大学又は専門学校等で応募者を上限数以内にしてください。応募者以外の応募書類は返却致します。

(3)提出期限

2025年10月31日(財団必着)

(4)提出先(郵送先)

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番6号 株式会社ホテルニューイタヤ内 公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局5号奨学金受付 宛て

- (1) 応募者の内定又は補欠の選考は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2026 年 3月13日までに推薦元及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 下記①②の場合で、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。なお、補欠者が内定者に繰上った場合は速やかに本人に通知し、補欠者が奨学生になった場合は推

薦元に通知します。

- ①内定した者(内定者)が進級し財団必要書類を不備なく提出した場合
- ②補欠となった者(補欠者)が進級し、欠員が生じたことによって内定者に繰上り、財団必要書類を不備な 〈提出した場合
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。
- 8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還
 - (1) 異動の届出: 下記ア〜サのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。
 - ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
 - ウ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
 - カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
 - キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき
 - コ 奨学生としての資格を失ったとき サ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - (2) 奨学金の休止: 奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
 - ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
 - (3) 奨学金の廃止: 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
 - ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 奨学生としての資格を失ったとき
 - カ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - キ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ケ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - (4) 奨学金の返還
 - ①前記(1)異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ②前記(3) 奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

- (1) 奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。
- (2) 卒業証明書又はそれに準ずるもの(卒業証書等の写しでもよい) (卒業時又は卒業後に取得し提出)
- (3) その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類
- 上記(2)(3)の提出が義務付けられています。

以上

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団 栃木県医師修学資金貸与採用担当部署募集 慶應義塾大学医学部栃木県地域枠奨学金(医師志望)(6号奨学金) 2026年度奨学生募集要項 (2026年4月進学者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県にゆかりのある慶應義塾大学医学部栃木県地域枠採用の医療を志す学生に対し奨学援助を行い、高度医療を実践する「ハイレベル」な医療人材を栃木県に確保するとともに、世界の医療の発展と充実に寄与する有用な人材を育成し、世界の人々の幸福に貢献することを目的とします。(この要項で「高等学校」を「高校」と呼びます。)※この 6 号奨学金は栃木県の要望により設けるものです。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切について本財団は制約しません。(慶應義塾大学医学部栃木県 地域枠入学者及び栃木県医師修学資金貸与採用者としての制約についてご確認ください。)
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 次の①②のいずれかに該当する者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
 - ①栃木県内の高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者または 2026 年 3 月卒業見込みの者
 - ②受験生本人の慶應義塾大学医学部栃木県地域枠出願時における住民票上の住所が栃木県内の者
- (2) 慶應義塾大学医学部栃木県地域枠入学し、栃木県医師修学資金貸与者に採用され、医師を志望すること
- (3) 当該奨学金を要望し、栃木県発行の慶応義塾大学医学部栃木県地域枠・栃木県医師修学資金貸 与採用の証明書が提出できること
- ※既卒者(いわゆる浪人生)も対象です。

4. 採用人数

1名予定

- 5. 奨学金給付の額と期間及び方法
 - (1) 給付の金額 月額5万円/名

(2)給付の期間 6年間

ただし、「8.異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還」の(2)又は(3)に該当する場合、期間の途中であって も奨学金の給付が休止又は廃止されることがあります。

(3)給付の方法

奨学金は、3 か月(四半期)毎の初月の下旬に給付するものとします。(本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。)

1回目	4月~6月(第1四半期)分	4月又は5月下旬
2回目	7月~9月(第2四半期)分	7月下旬
3回目	10月~12月(第3四半期)分	10 月下旬
4 回目	1月~3月(第4四半期)分	1月下旬

6. 手続

(1) 必要書類

- ア 願書(財団指定様式を用い応募者本人が記載)
- イ 栃木県の推薦書 (財団指定様式)
- ウ 栃木県発行の慶應義塾大学医学部栃木県地域枠・栃木県医師修学資金貸与採用者の証明書

(2)提出方法

必要書類 アは応募者本人、イ及びウは栃木県でとりまとめて本財団事務局宛(下記「提出先」)に郵送で 提出してください。また、必要書類 ア、イは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダ ウンロードした物を使用してください。

(3) 提出期限

応募者が慶應義塾大学医学部栃木県地域枠合格及び栃木県医師修学資金貸与採用を知った日から2週間以内(財団必着)

(4)提出先(郵送先)

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り2丁目4番6号 株式会社ホテルニューイタヤ内 公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局6号奨学金受付 宛て

7. 奨学生の内定、採用

- (1) 応募者の内定は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2026 年 5 月 25 日までに 推薦元(送付先:栃木県医師修学資金貸与担当部署)及び本人に郵便で発送し、通知します。
- (2) 奨学生採用のための財団必要書類を不備なく提出し、第1回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。
- (3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還

- (1) 異動の届出: 下記ア〜サのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。
 - ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき
 - ゥ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき

- オ 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所、金融機関口座等々)
- カ 長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なる留学を含む)
- キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき
- コ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
- (2) 奨学金の休止: 奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。
 - ア 休学、あるいは長期に欠席するとき(本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む)
- (3) 奨学金の廃止: 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。
 - ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
 - ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき
 - オ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき
 - カ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき
 - キ 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき
 - ク 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(4) 奨学金の返還

- ①前記(1)異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ②前記(3) 奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

- (1) 奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。
- (2) 最終学年次以前の進級時は成績証明書(進級時又は進級後に取得し提出)
- (3) 最終学年次の卒業時は卒業証明書又はそれに準ずるもの(卒業証書等の写しでもよい)(卒業時又は卒業後に取得し提出)
- (4) その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類
- 上記(2) ~ (4) の提出が義務付けられています。